

豊島区住宅確保要配慮者専用住宅供給促進事業実施要綱

令和7年10月1日

都市整備部長決定

改正 令和8年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、民間賃貸住宅市場において事故やトラブルに対する不安等により、入居を拒まれることがある高齢者や障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第9条第1項第7号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」という。）の貸主等への支援を行うことで、専用住宅の供給を促進するために行う住宅確保要配慮者専用住宅供給促進事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 区内の専用住宅の賃貸人であること
- (2) 暴力団関係者でないこと

(入居資格の確認)

第3条 賃貸人は、区内の専用住宅に住宅確保要配慮者の入居を決定しようとするときは、入居者資格確認届（様式第1号）により入居資格を確認するものとし、入居者を決定したときは区長に提出しなければならない。ただし、当該住宅が豊島区住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）による家賃低廉化補助の交付を受けようとする住宅である場合は、入居者資格確認届の提出を省略することができる。

(専用住宅協力金の交付額)

第4条 区は予算の範囲内において、区内の専用住宅に入居する者が住宅セーフティネット法、国土交通省令で定める住宅確保要配慮者に該当する場合で、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合に、当該住宅の賃貸人に対し、専用住宅協力金（以下「協力金」という。）として当該各号に定める額（次の各号に掲げる要件の複数に該当する場合は、該当する各号に定める額の合計額）を交付する。

- (1) 成約謝礼 区内の専用住宅に入居が決定した場合 1契約につき5万円
- (2) 空室期間補償 区内の専用住宅の公募開始日から入居者の決定日まで（以下「空室期間」という。）に1月以上を要した場合は、月額家賃相当額10万円までの額に空室期間2月までの期間を乗じた額とし、空室期間が1月を超え2月に満たない場合は、1月を超えた期間の家賃相当額については、その日数を30日で除し、月額家賃相当額10万円までの額を乗じて得た額とする。この場合において、計算した額に千円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てる。

- (3) 見守り機器設置 区内の専用住宅の入居者の安否確認のために、見守り機器を新たに設置した場合 当該機器の設置費用相当額1万円まで（消費税を除く）

(協力金の交付申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする賃貸人（以下「申請者」という。）は、専用住宅協力金交付申請書（様式第2号）に前条各号に該当する事実を確認することができる書類を添えて、区長に提出するものとする。

- 2 前条第1号から第4号に該当する協力金は、入居者の決定の都度申請することができる。ただし、同一の専用住宅に係る協力金については、専用住宅としての管理開始から10年間に限り申請できるものとし、交付要綱による家賃低廉化補助の交付を受けている住宅については、交付要綱第4条第1項に規定する補助期間内に限り申請できるものとする。

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、交付の可否を決定したときは、交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、交付の決定をする場合において、必要があるときは条件を付すことができる。

(協力金の請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による交付決定通知書を受領したときは、請求書（様式第4号）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、協力金の交付決定を受けた申請者が次のいずれかに該当した場合は、協力金の交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により協力金の交付決定を受けたとき
(2) 協力金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件または関係法令に違反したとき
(3) 前各号に掲げるもののほか、区長が協力金の交付を不相当と認める事由が生じたとき

- 2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、決定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

(協力金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により協力金の交付決定を取り消した場合において、既に申請者に協力金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 区長は、前条の規定により協力金の返還を命じたときは、申請者にその命令に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、協力金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を加算して納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（退去届）

第11条 賃貸人は、入居者が退去したとき、賃貸借契約が終了したとき又は入居者が死亡したときは、退去した日又はその事実を知った日から30日以内に、退去届（様式第6号）を区長に提出しなければならない。ただし、当該住宅が交付要綱による家賃低廉化補助の交付決定を受けている住宅である場合は、この要綱における退去届の提出を省略することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に規定するものとする。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和8年1月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。